

高山市条例第 5 号

高山市立学校の設置等に関する条例及び高山市放課後児童クラブの設置等に関する条例の一部を
改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 6 月 2 5 日

高山市長 田 中 明

高山市立学校の設置等に関する条例及び高山市放課後児童クラブの設置等に関する条例の一部を改正する条例

(高山市立学校の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 高山市立学校の設置等に関する条例（昭和39年高山市条例第26号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																																								
(設置) 第1条 (略) 2 小学校の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td colspan="2">高山市立東小学校の項～高山市立宮小学校の項 (略)</td></tr><tr><td>高山市立久々野小学校</td><td>高山市久々野町久々野1772番地</td></tr><tr><td>高山市立朝日小学校</td><td>高山市朝日町万石728番地</td></tr><tr><td colspan="2">高山市立国府小学校の項～高山市立栃尾小学校の項 (略)</td></tr></table> 3 中学校の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td colspan="2">高山市立日枝中学校の項～高山市立宮中学校の項 (略)</td></tr><tr><td>高山市立久々野中学校</td><td>高山市久々野町久々野2319番地</td></tr><tr><td>高山市立朝日中学校</td><td>高山市朝日町立岩777番地</td></tr><tr><td colspan="2">高山市立国府中学校の項・高山市立北稜中学校の項 (略)</td></tr></table> 4 義務教育学校の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></table>	名称	位置	高山市立東小学校の項～高山市立宮小学校の項 (略)		高山市立久々野小学校	高山市久々野町久々野1772番地	高山市立朝日小学校	高山市朝日町万石728番地	高山市立国府小学校の項～高山市立栃尾小学校の項 (略)		名称	位置	高山市立日枝中学校の項～高山市立宮中学校の項 (略)		高山市立久々野中学校	高山市久々野町久々野2319番地	高山市立朝日中学校	高山市朝日町立岩777番地	高山市立国府中学校の項・高山市立北稜中学校の項 (略)		名称	位置	(設置) 第1条 (略) 2 小学校の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td colspan="2">高山市立東小学校の項～高山市立宮小学校の項 (略)</td></tr><tr><td>高山市立久々野小学校</td><td>高山市久々野町久々野1772番地</td></tr><tr><td colspan="2">高山市立国府小学校の項～高山市立栃尾小学校の項 (略)</td></tr></table> 3 中学校の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td colspan="2">高山市立日枝中学校の項～高山市立宮中学校の項 (略)</td></tr><tr><td>高山市立久々野中学校</td><td>高山市久々野町久々野2319番地</td></tr><tr><td colspan="2">高山市立国府中学校の項・高山市立北稜中学校の項 (略)</td></tr></table> 4 義務教育学校の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></table>	名称	位置	高山市立東小学校の項～高山市立宮小学校の項 (略)		高山市立久々野小学校	高山市久々野町久々野1772番地	高山市立国府小学校の項～高山市立栃尾小学校の項 (略)		名称	位置	高山市立日枝中学校の項～高山市立宮中学校の項 (略)		高山市立久々野中学校	高山市久々野町久々野2319番地	高山市立国府中学校の項・高山市立北稜中学校の項 (略)		名称	位置
名称	位置																																								
高山市立東小学校の項～高山市立宮小学校の項 (略)																																									
高山市立久々野小学校	高山市久々野町久々野1772番地																																								
高山市立朝日小学校	高山市朝日町万石728番地																																								
高山市立国府小学校の項～高山市立栃尾小学校の項 (略)																																									
名称	位置																																								
高山市立日枝中学校の項～高山市立宮中学校の項 (略)																																									
高山市立久々野中学校	高山市久々野町久々野2319番地																																								
高山市立朝日中学校	高山市朝日町立岩777番地																																								
高山市立国府中学校の項・高山市立北稜中学校の項 (略)																																									
名称	位置																																								
名称	位置																																								
高山市立東小学校の項～高山市立宮小学校の項 (略)																																									
高山市立久々野小学校	高山市久々野町久々野1772番地																																								
高山市立国府小学校の項～高山市立栃尾小学校の項 (略)																																									
名称	位置																																								
高山市立日枝中学校の項～高山市立宮中学校の項 (略)																																									
高山市立久々野中学校	高山市久々野町久々野2319番地																																								
高山市立国府中学校の項・高山市立北稜中学校の項 (略)																																									
名称	位置																																								

高山市立荘川さくら 学園	高山市荘川町新渕 1 3 0 番地	高山市立荘川さくら 学園	高山市荘川町新渕 1 3 0 番地
		高山市立朝日学園	高山市朝日町万石 7 2 8 番地

（高山市放課後児童クラブの設置等に関する条例の一部改正）

第 2 条 高山市放課後児童クラブの設置等に関する条例（昭和 5 3 年高山市条例第 4 5 号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後																
（名称及び位置） 第 2 条 クラブの名称及び位置は、次のとおりとする。 <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>高山市東小学校区放課後児童クラブの項～ 高山市久々野小学校区放課後児童クラブの 項 （略）</td><td></td></tr> <tr> <td>高山市朝日小学校区 放課後児童クラブ</td><td>高山市朝日町万石 7 3 5 番地</td></tr> <tr> <td>高山市国府小学校区放課後児童クラブの項 ～高山市栃尾小学校区放課後児童クラブの 項 （略）</td><td></td></tr> </table> 2 （略）	名称	位置	高山市東小学校区放課後児童クラブの項～ 高山市久々野小学校区放課後児童クラブの 項 （略）		高山市朝日小学校区 放課後児童クラブ	高山市朝日町万石 7 3 5 番地	高山市国府小学校区放課後児童クラブの項 ～高山市栃尾小学校区放課後児童クラブの 項 （略）		（名称及び位置） 第 2 条 クラブの名称及び位置は、次のとおりとする。 <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>高山市東小学校区放課後児童クラブの項～ 高山市久々野小学校区放課後児童クラブの 項 （略）</td><td></td></tr> <tr> <td>高山市朝日学園区放 課後児童クラブ</td><td>高山市朝日町万石 7 2 8 番地</td></tr> <tr> <td>高山市国府小学校区放課後児童クラブの項 ～高山市栃尾小学校区放課後児童クラブの 項 （略）</td><td></td></tr> </table> 2 （略）	名称	位置	高山市東小学校区放課後児童クラブの項～ 高山市久々野小学校区放課後児童クラブの 項 （略）		高山市朝日学園区放 課後児童クラブ	高山市朝日町万石 7 2 8 番地	高山市国府小学校区放課後児童クラブの項 ～高山市栃尾小学校区放課後児童クラブの 項 （略）	
名称	位置																
高山市東小学校区放課後児童クラブの項～ 高山市久々野小学校区放課後児童クラブの 項 （略）																	
高山市朝日小学校区 放課後児童クラブ	高山市朝日町万石 7 3 5 番地																
高山市国府小学校区放課後児童クラブの項 ～高山市栃尾小学校区放課後児童クラブの 項 （略）																	
名称	位置																
高山市東小学校区放課後児童クラブの項～ 高山市久々野小学校区放課後児童クラブの 項 （略）																	
高山市朝日学園区放 課後児童クラブ	高山市朝日町万石 7 2 8 番地																
高山市国府小学校区放課後児童クラブの項 ～高山市栃尾小学校区放課後児童クラブの 項 （略）																	

附 則

この条例は、令和 1 0 年 4 月 1 日から施行する。